

新潟県環境基本計画の一部修正について

新潟県環境基本計画（エコビジョン2020）は、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現を目指し、4つの基本目標と2つの推進目標を掲げ、それぞれに主要施策と平成28年度までに重点的に取り組む重点プログラムを設け、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

昨年12月に策定された、県の総合計画である「晴れの国おかやま生き生きプラン」との整合を図るなどのため、このたび、新潟県環境基本計画の一部修正を行いました。

1 修正の考え方

- ①生き生きプランとの整合を図るため、指標の追加・変更を行う。
- ②既に目標を達成している指標は、原則として目標を上方修正する。
- ③その他必要な修正を行う。

2 主な修正箇所

（1）生き生きプランの策定に係る修正

①生き生きプランの指標の追加

- ・工場・事業場の排ガス等基準適合率
- ・工場・事業場の排水基準適合率
- ・少花粉スギ苗木の出荷本数

②生き生きプランの指標への変更

- ・電気自動車普及台数（目標台数の上方修正）
- ・（旧）一般国道及び県道の改良率 → （新）主要渋滞箇所数
- ・（旧）浄化槽整備人口
集落排水施設整備処理区数
公共下水道普及率 } → （新）污水处理人口普及率

（2）既に目標を達成している指標の目標値の上方修正

- ・新エネルギー関係セミナーへの参加者数
- ・オキシダント情報等メール配信登録者数

（3）その他の修正

①エネルギー消費量の確定値への変更に伴う指標の目標値の修正

- ・製造品出荷額当たりのエネルギー消費量

②低公害車の基準変更に伴う指標の現状・目標値の修正

- ・自動車保有台数に占める低公害車の割合

③微小粒子状物質（PM2.5）に関する記述の追加

3 主な修正内容

○主要施策の代表的な指標

項目	策定時 (H18)	現況 (H23)	努力目標 (H32)	修正理由
基本目標3 安全な生活環境の確保				
自動車保有台数に占める低公害車の割合 (%)	29 (H19) —	55 11.4 (H24)	87 46	低公害車の基準 変更に伴う数値の 変更

○重点プログラム指標

項目	現況 (H23)	努力目標 (H28)	役割分担			修正理由
			県民	事業者	行政	
基本目標1 地域から取り組む地球環境の保全						
【地球温暖化対策】						
●新エネルギーの普及啓発						
新エネルギー関係セミナーへの参加者数 (累計、人)	340	800 2000	○	○	○	努力目標達成に 伴う修正
●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制						
製造品出荷額当たりのエネルギー消費量 (GJ/百万円)	70.1 (H22速報) 63.7 (H22)	65.2 62.6		○		現状のH22確定 値への変更に伴う 努力目標の修正
●電気自動車の普及促進						
電気自動車の普及台数(台)	605	1,600 3,000	○	○	○	生き生きプランに 合わせて努力目 標を修正
基本目標3 安全な生活環境の確保						
【大気環境の保全】						
●道路整備等の推進						
一般国道及び県道の改良率(%)	80.0 (H22)	82.0			⊖	生き生きプランに 合わせて指標を 変更
主要渋滞箇所数(箇所)	71 (H24)	63			○	
●工場・事業場の監視・指導						
工場・事業場の排ガス等基準適合率(%)	94 (H24)	100		○	○	生き生きプランの 指標を追加
●大気汚染防止夏期対策の実施						
オキシダント情報等メール配信登録者数 (人)	5,372	8,000 12,000	○	○	○	努力目標達成に 伴う修正

項目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役割分担			修正理由
			県民	事業者	行政	
【水環境の保全】						
●生活排水対策の推進						
浄化槽整備人口(千人)	213	216	⊖	⊖	⊖	生き生きプランに合わせて指標を変更
集落排水施設整備処理区数(処理区)	123	127	⊖	⊖	⊖	
公共下水道普及率(%)	61.8	67.8	⊖	⊖	⊖	
汚水処理人口普及率(%)	81.0	87	○	○	○	
●工場・事業場対策の推進						
工場・事業場の排水基準適合率(%)	92 (H24)	97		○	○	生き生きプランの指標を追加
基本目標4 自然と共生した社会の形成						
【水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出】						
●公益的機能を高めるための森づくりの推進						
少花粉スギ苗木の出荷本数(本)	0	45,000	○	○	○	生き生きプランの指標を追加

○記述の追加

基本目標3 安全な生活環境の確保	
【大気環境の保全】	
主要施策: 大気汚染防止対策の実施	
(修正前) ばい煙発生施設等の設置状況を確認するとともに、排ガス処理施設の適正な維持管理指導を行います。特に、夏期を中心として5か月間を大気汚染防止夏期対策期間として、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。	(修正後) ばい煙発生施設等の設置状況を確認するとともに、排ガス処理施設の適正な維持管理指導を行います。特に、夏期を中心として5か月間を大気汚染防止夏期対策期間として、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。また、 <u>微小粒子状物質(PM2.5)について、発生源対策を行うため成分分析等の調査研究を進めるとともに、高濃度時に注意喚起を行うほか、関係情報の収集及び提供に努めます。</u>